第７回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

１　議案の数及び名称

⑴　議案の数

種　別	専決処分 報　告	決　算 認　定	予　算	条　例	その他	計
件　数	１	５	３	１１	２２	４２

⑵　議案の名称

＜専決処分報告＞

報告第　　５号　　平成２６年度尼崎市一般会計補正予算（第３号）

＜決算認定＞

認定第　　１号　　平成２５年度尼崎市歳入歳出決算

認定第　　２号　　平成２５年度尼崎市水道事業会計決算

認定第　　３号　　平成２５年度尼崎市工業用水道事業会計決算

認定第　　４号　　平成２５年度尼崎市自動車運送事業会計決算

認定第　　５号　　平成２５年度尼崎市下水道事業会計決算

＜予算＞

議案第１００号　　平成２６年度尼崎市一般会計補正予算（第４号）

議案第１０１号　　平成２６年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算（第１号）

議案第１０２号　　平成２６年度尼崎市特別会計競艇場事業費補正予算（第１号）

＜条例＞

議案第１０３号　　尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第１０４号　　尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第１０５号　　尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１０６号　　尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

議案第１０７号　　尼崎市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１０８号　尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例について
議案第１０９号　尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例について
議案第１１０号　尼崎市あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業審査会条例について
議案第１１１号　尼崎市産業振興基本条例について
議案第１１２号　尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第１１３号　尼崎市貸切自動車乗車料条例の一部を改正する条例について
＜その他＞
議案第１１４号　工事請負契約について（尼崎北小学校特別教室棟耐震補強等工事）
議案第１１５号　工事請負契約について（園田東小学校校舎棟改築等工事）
議案第１１６号　工事請負契約について（園田東小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事）
議案第１１７号　工事請負契約について（園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事）
議案第１１８号　工事請負契約の変更について（成文小学校東棟改築等工事）
議案第１１９号　工事請負契約の変更について（成文小学校東棟改築等工事のうち電気設備工事）
議案第１２０号　工事請負契約の変更について（成徳小学校本校舎棟等耐震補強工事）
議案第１２１号　工事請負契約の変更について（浜田小学校北東棟改築等工事）
議案第１２２号　工事請負契約の変更について（塚口小学校西南棟改築等工事）
議案第１２３号　工事請負契約の変更について（園田小学校北棟改築等工事）
議案第１２４号　工事請負契約の変更について（園田小学校北棟改築等工事のうち電気設備工事）
議案第１２５号　工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事）
議案第１２６号　工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事のうち電気設備工事）
議案第１２７号　工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事）
議案第１２８号　工事請負契約の変更について（武庫中学校南棟耐震補強等工事）
議案第１２９号　工事請負契約の変更について（小園中学校管理棟等耐震補強工事）
議案第１３０号　工事請負契約の変更について（塚口保育所改築工事）
議案第１３１号　事業契約について（市営武庫３住宅第１期建替事業）

議案第１３２号　　訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
議案第１３３号　　平成２５年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第１３４号　　平成２５年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第１３５号　　平成２５年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

２　その他の報告

⑴　議会の指定に基づく専決処分

・　和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	３件	１３５，１０６円
その他の事故	６件	１，９１１，０７８円

・　災害援護資金貸付金の支払督促の申立てから移行する訴えの提起等

訴えの提起	１件
和解	１件

⑵　公益財団法人等の経営状況

⑶　平成２５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告

３　追加提出予定案件

＜その他＞

・　工事請負契約について（浦風小学校校舎棟改築等工事）
・　工事請負契約について（武庫北小学校給食室棟改築等工事）

第７回尼崎市議会定例会

議　案　説　明　資　料

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	専決処分報告	番　号	報告第５号	所　管	感染症対策担当
件　名	専決処分について（平成２６年度尼崎市一般会計補正予算（第３号））				

内　　容

1　専決理由

水痘の集団予防及び重篤化予防と高齢者の肺炎球菌感染症の個人予防を目的に、予防接種事業を行うにあたり、急施を必要としたので、補正予算について専決処分したもの。

2　専決処分日

平成２６年８月８日

3　補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
199,898,352	74,898	199,973,250

4　歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳　　入		歳　　出	
款	補正予算額	款	補正予算額
繰越金	74,898	衛生費	74,898
合　　計	74,898	合　　計	74,898

5　補正予算の内容

⑴　歳入歳出予算

○　衛生費

・　予防接種事業費　　７４，８９８千円

水痘の集団予防及び重篤化予防と高齢者の肺炎球菌感染症の個人予防を目的に予防接種を行う。

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	決算認定	番　号	認定第１号	所　管	財政課
件　名	平成２５年度尼崎市歳入歳出決算				

内　　容

概要　　（単位：千円）

区　分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	190,688,358	189,975,859	712,499	466,288	246,211
特別会計	182,465,690	179,990,077	2,475,613	0	2,475,613
国民健康保険事業費	54,824,853	53,751,776	1,073,077	0	1,073,077
地方卸売市場事業費	590,135	399,116	191,019	0	191,019
育英事業費	8,268	8,268	0	0	0
農業共済事業費	18,716	11,250	7,466	0	7,466
都市整備事業費	427,921	427,921	0	0	0
公共用地先行取得事業費	5,329,478	5,329,478	0	0	0
公害病認定患者救済事業費	46,051	45,805	246	0	246
母子及び寡婦福祉資金貸付事業費	60,268	16,002	44,266	0	44,266
青少年健全育成事業費	7,282	7,282	0	0	0
介護保険事業費	34,125,544	33,777,992	347,552	0	347,552
後期高齢者医療事業費	4,747,465	4,680,642	66,823	0	66,823
駐車場事業費	352,688	352,688	0	0	0
廃棄物発電事業費	811,537	630,852	180,685	0	180,685
競艇場事業費	81,115,484	80,551,005	564,479	0	564,479
合　計	373,154,048	369,965,936	3,188,112	466,288	2,721,824

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	決算認定	番　号	認定第２～５号	所　管	水道局経理課 交通局経営企画課 下水道部経営企画課
件　名	平成２５年度尼崎市水道事業会計決算 平成２５年度尼崎市工業用水道事業会計決算 平成２５年度尼崎市自動車運送事業会計決算 平成２５年度尼崎市下水道事業会計決算				

内　　容

概要　　（単位：千円）

区　分			水道事業	工業用水道事業	自動車運送事業	下水道事業
収益的収支（税抜）	経常損益	収益	9,414,542	2,421,179	2,659,754	10,448,982
		費用	8,147,546	1,348,797	2,691,063	8,775,712
		差引　①	1,266,996	1,072,382	△31,309	1,673,270
	特別損益	利益	3,135	203,774	282,072	133,625
		損失	23,213	0	3,280	18,797
		差引　②	△ 20,078	203,774	278,792	114,828
	純利益　①＋②		1,246,918	1,276,156	247,483	1,788,098
資本的収支	収　入		59,765	173,406	9,637	4,412,000
	支　出		2,342,960	467,408	139,677	8,887,822
	差　引※　③		△ 2,283,195	△ 384,179	△ 130,040	△ 4,475,822
補てん財源　④			2,725,324	1,859,005	302,826	5,751,852
資金収支	年　間　③＋④		442,039	1,474,826	172,786	1,276,030
	累　計		6,799,585	5,251,910	△ 256,425	5,420,547

※ 工業用水道事業会計の資本的収支差引は、工業用水道事業負担金 90,177 千円を除く。

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	予算	番　号	議案第１００号	所　管	各事業所管課
件　名	平成２６年度尼崎市一般会計補正予算（第４号）				

内　　容

1　補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
199,973,250	256,450	200,229,700

2　歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳　　入		歳　　出	
款	補正予算額	款	補正予算額
国庫支出金	33,004	総務費	168,450
寄付金	15,000	消防費	16,000
繰越金	135,446	災害復旧費	72,000
諸収入	1,000		
市債	72,000		
合　　計	256,450	合　　計	256,450

3　債務負担行為

変更　　（単位：千円）

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限度額	期　間	限度額
小学校施設耐震化事業	平成 28 年度	4,395,747	平成 28 年度	4,572,747

4　補正予算の内容

社会保障・税番号制度導入に必要なシステム改修等を実施するほか、台風１１号により被災した武庫川河川敷緑地の復旧を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。

費目別事業概要

総務費　168,450 千円

電子計算関係事業費　10,114 千円

社会保障・税番号制度導入に必要なシステム改修等を行う。

財政調整基金積立金　124,000 千円

平成 25 年度決算剰余金の 2 分の 1 相当額の積立を行う。

税務総合システム関係事業費　34,336 千円

社会保障・税番号制度導入に必要なシステム改修を行う。

消防費　16,000 千円

防災センター研修事業費　902 千円

寄付金を活用し、市民の消防行政への関心を高めるための啓発用備品を整備する。

救助隊整備事業費　200 千円

寄付金を活用し、救助隊の活動に必要な備品を整備する。

消防団活動事業費　2,711 千円

寄付金及び消防団員等公務災害補償等共済基金の助成金を活用し、消防団員の安全装備品を整備する。

消防設備整備事業費　12,187 千円

寄付金を活用し、老朽化した消防指揮車を更新する。

災害復旧費　72,000 千円

公園災害復旧費　72,000 千円

台風 11 号により被災した武庫川河川敷緑地の復旧を行う。

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	予算	番　号	議案第１０１号	所　管	介護保険事業担当
件　名	平成２６年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算（第１号）				

内　　容

1　補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
36,308,484	114,024	36,422,508

2　歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳　　入		歳　　出	
款	補正予算額	款	補正予算額
繰越金	114,024	諸支出金	114,024
合　　計	114,024	合　　計	114,024

3　補正予算の内容

⑴　諸支出金

・　国庫負担金等返還金　　１１４，０２４千円

平成２５年度における国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金の確定差額を増額する。

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	予算	番　号	議案第１０２号	所　管	公営事業所経営企画課
件　名	平成２６年度尼崎市特別会計競艇場事業費補正予算（第１号）				

内　　容

1　補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
80,748,915	133,481	80,882,396

2　歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳　　入		歳　　出	
款	補正予算額	款	補正予算額
繰越金	133,481	競艇事業費	133,481
合　　計	133,481	合　　計	133,481

3　補正予算の内容

⑴　競艇事業費

・　地方公共団体金融機構納付金　　１３３，４８１千円

平成２５年度決算に基づき地方公共団体金融機構への納付金を増額する。

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第１０３号	所　管	情報政策課
件　名	尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例の一部を改正する条例について				

内　　容

1　改正理由

マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号を含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有する場合には、情報漏えい等に対するリスク対策等を事前に自ら評価し公表する制度として、特定個人情報保護評価の実施が求められている。

特定個人情報保護評価のうち、３０万人以上の特定個人情報ファイルを保有する場合（本市の運用は１０万人以上）は全項目評価として、パブリックコメントによる住民からの意見聴取を経て、個人情報保護や情報システムの有識者による第三者点検を行うことが法令で定められている。

本市においては、この第三者機関による点検を尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「審査委員会」という。）の第三部会に情報システムに係る有識者を加えた体制にて対応する。

そのため、審査委員会の所掌事項に特定個人情報保護評価の第三者点検及び有識者等の招へい規定等を追加する。

2　主な改正内容

⑴　所掌事項の追加（第２条関係）

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会の所掌事項に、特定個人情報保護評価の第三者点検を追加する。

⑵　有識者の招へい規定（第１３条関係）

審査委員会及び部会においては、必要に応じて、有識者からの意見聴取や説明、資料提出を求めることができるとする規定を追加する。

3　施行期日

公布の日

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例

改正後	現　行
（この条例の趣旨） 第１条　この条例は、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置及び組織並びに調査審議の手続等について必要な事項を定めるものとする。	（この条例の趣旨） 第１条　この条例は、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。
（設置） 第２条　次の各号に掲げる事務を処理させるため、審査委員会を置く。 ⑴・⑵　略 ⑶　前号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 ⑷　特定個人情報保護評価に関する規則（平成２６年特定個人情報保護委員会規則第１号）第７条第４項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。	（設置） 第２条　次の各号に掲げる事務を行うため、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。 ⑴・⑵　略 ⑶　前号に定めるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
２　略	２　略
（委員） 第４条　委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度について知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。 ２　略 ３　委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。 ４　略	（委員） 第４条　委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度について知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。 ２　略 ３　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ４　略
（招集） 第６条　審査委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。	（招集） 第６条　審査委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
（部会）	（部会）

第８条　１　略 ２　部会は、会長が指名する委員３人以上で組織する。 ３　部会に部会長を置き、部会長はその部会に属する委員の互選により定める。 （削除） ４　第５条第３項及び前２条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条中「委員の」とあるのは、「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。 ５　略 （意見の聴取等） 第１３条　審査委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。 （委任） 第１４条　略 （罰則） 第１５条　略	第８条　１　略 ２　部会に属する委員の数は、３人以上とし、審査委員会の委員のうちから会長が指名する。 ３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。 ４　部会長は、部会の会務を総理する。 ５　第６条及び前条の規定は、部会について準用する。 ６　略 （委任） 第１３条　略 （罰則） 第１４条　略

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第１０４号	所　管	学務課
件　名	尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について				

内　　容

1　改正理由

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）の制定により、市立幼稚園が支給認定保護者から受領する利用者負担額は、政令で定める額を限度として、市町村が定める額とされたことから、徴収根拠規定を本条例に定めるとともに、その他所要の整備を行う。

2　主な改正内容

⑴　入園料について（第１条関係）

入園料については、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収することが基本となるため、条文中から「入園料」を削る。

⑵　授業料及び保育料の額について（第２条関係）

ア　高等学校等就学支援金及び支援法に基づく施設型給付費については、月を単位として支給されるものであるため、授業料及び保育料の額についても同様に月を単位として規定する。

イ　保育料の上限を支援法に基づく政令で定める額とするとともに、具体的な金額については教育委員会規則で定める旨を規定する。

⑶　届出について（第８条関係）

教育委員会規則で定める事項について変更が生じたときは、その旨を届け出る義務を新たに規定する。

3　経過措置（付則関係）

平成２８年３月３１日までに市立幼稚園に入園した者については、現行の負担水準を維持することを基本とする。

4　施行期日

支援法の施行の日

尼崎市立学校授業料等徴収条例

改正後	現　行
（この条例の趣旨） 第１条　この条例は、尼崎市立学校の授業料等（尼崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）にあっては授業料、入学考査料及び入学料、尼崎市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）にあっては保育料をいう。以下同じ。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。	（この条例の趣旨） 第１条　この条例は、尼崎市立学校の授業料等（尼崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）にあっては授業料、入学考査料及び入学料、尼崎市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）にあっては保育料及び入園料をいう。以下同じ。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。
（授業料等の額） 第２条　授業料、入学考査料及び入学料の額は、別表のとおりとする。	（授業料等の額） 第２条　授業料等の額は、別表のとおりとする。
２　保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定で教育委員会規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として、市立幼稚園に在園する者（以下「園児」という。）に係る支給認定保護者（同法第２０条第４項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）（以下「在園児支給認定保護者」という。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額とする。	２　前項の規定にかかわらず、学年の中途において市立高等学校以外の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号。以下「就学支援金支給法」という。）第２条に規定する高等学校等をいう。）（以下「他校」という。）から市立高等学校に転学し、若しくは市立高等学校に編入学し、若しくは再入学し、又は市立高等学校から他校に転学し、若しくは市立高等学校を退学した者に係る当該学年における授業料の額は、別表市立高等学校の項に掲げる授業料の額を１２で除して得た額（以下「授業料月額」という。）に、当該者が当該学年において市立高等学校に在学する日の属する月の月数を乗じて得た額とする。
３（削除）	３　第１項の規定にかかわらず、学年の中途において市立幼稚園以外の幼稚園（以下「他園」という。）から市立幼稚園に転園し、又は市立幼稚園から他園に転園し、若しくは市立幼稚園を退園した者に係る当該学年における保育料の額は、別表市立幼稚園の項に掲げる保育料の額を１２で除して得た額（以下「保育料月額」という。）に、当該者が当該学年において市立幼稚園に在園する日の属する月の月数を乗じて得た額とする。

（授業料等の徴収） 第３条　授業料は、市立高等学校に在学する日の属する月の月分を当該市立高等学校に在学する者（以下「生徒」という。）又は在学していた者から徴収する。 ２　略 ３　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号。以下「就学支援金支給法」という。）第４条の規定により就学支援金（就学支援金支給法第３条第１項に規定する就学支援金をいう。）の支給を受ける資格の認定の申請をした者がその認定（就学支援金支給法第４条に規定する認定をいう。以下「受給資格認定」という。）を受けた場合において、本市が当該受給資格認定に係る月分の授業料として就学支援金支給法第７条の規定により就学支援金を受領したときは、当該就学支援金は、当該月分の授業料の納付期限（条例第３条第２項本文に規定する納付期限をいう。）において就学支援金支給法第７条の規定により当該月分の授業料の徴収債権に充てられたものとみなす。	（授業料等の徴収） 第３条　授業料は、授業料月額を１月分として、市立高等学校に在学する日の属する月の月分を当該市立高等学校に在学する者（以下「生徒」という。）又は在学していた者から徴収する。 ２　略 ３　就学支援金支給法第４条の規定により就学支援金（就学支援金支給法第３条第１項に規定する就学支援金をいう。）の支給を受ける資格の認定の申請をした者がその認定（就学支援金支給法第４条に規定する認定をいう。以下「受給資格認定」という。）を受けた場合において、本市が当該受給資格認定に係る月分の授業料として就学支援金支給法第７条の規定により就学支援金を受領したときは、当該就学支援金は、当該月分の授業料の納付期限（条例第３条第２項本文に規定する納付期限をいう。）において就学支援金支給法第７条の規定により当該月分の授業料の徴収債権に充てられたものとみなす。
（入学考査料等の徴収） 第４条　略	（入学考査料等の徴収） 第４条　略
（保育料の徴収） 第５条　保育料は、市立幼稚園に在園する日の属する月の月分を、当該月の末日までに、在園児支給認定保護者又は市立幼稚園に在園していた者に係る支給認定保護者若しくは支給認定保護者であった者から徴収する。 ２　略 ３（削除）	（保育料等の徴収） 第５条　保育料は、毎月末日までに、保育料月額をその月分として市立幼稚園に在園する者（以下「園児」という。）又は在園していた者から徴収する。 ２　略 ３　入園料は、市立幼稚園への入園を許可された者が当該市立幼稚園に入園する際に、当該者から徴収する。

（授業料等の減免） 第６条 （1）　生徒が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者（同法第１７条に規定する生業扶助として高等学校等就学費の給付を受けている者及び就学支援金の受給資格認定を受けている者を除く。）であるとき。 （2）・（3）　略 （授業料等の還付） 第７条　略 （届出） 第８条　生徒又は在園児支給認定保護者は、次のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。 （1）　第６条の規定による授業料等の減免（以下「減免処分」という。）を受けている生徒又は在園児支給認定保護者にあっては、当該減免処分の理由となった事実に変更があったとき。 （2）　その他教育委員会規則で定める場合 （減免処分の取消し） 第９条　教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、減免処分を取り消すことができる。 （1）　生徒又は在園児支給認定保護者が偽りその他不正の手段により減免処分を受けたとき。 （2）　第６条各号に掲げる要件（当該減免処分に係るものに限る。）に該当しなくなったとき。 ２　本市は、前項の規定による減免処分の取消しを受けた者が、当該取消しによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。	（授業料等の減免） 第６条 （1）　生徒又は園児が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者（同法第１７条に規定する生業扶助として高等学校等就学費の給付を受けている者及び就学支援金の受給資格認定を受けている者を除く。）であるとき。 （2）・（3）　略 （授業料等の還付） 第７条　略

（委任）

第１０条　略

別表

区分		金額
授業料	全日制の課程	１月につき 9,900 円
	定時制の課程	１月につき 2,700 円
入学考査料	全日制の課程	2,200 円
	定時制の課程	950 円
入学料	全日制の課程	5,650 円
	定時制の課程	2,100 円

付　則

（施行期日）

１　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　平成２６年度又は平成２７年度（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が平成２８年４月１日である場合は、平成２７年度に限る。）に尼崎市立幼稚園に入園した者に係る保育料（施行日の属する月以後の月分のものに限る。）の額は、この条例による改正後の尼崎市立学校授業料等徴収条例第２条第２項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める。

３　前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

（委任）

第８条　略

別表

区分			金額
市立高等学校	全日制の課程	授業料（1年につき）	118,800 円
		入学考査料	2,200 円
		入学料	5,650 円
	定時制の課程	授業料（1年につき）	32,400 円
		入学考査料	950 円
		入学料	2,100 円
市立幼稚園		保育料（1年につき）	109,200 円
		入園料	10,000 円

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第１０５号	所　管	福祉医療課
件　名	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について				

内　　容

1　改正理由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第２８号）が制定され、母子及び寡婦福祉法の一部が改正された。

この改正により、題名の改正及び対象に配偶者のない男子が加えられたことから、本条例の一部を改正し、併せて受給資格等に関する文言整理を行う。

2　主な改正内容

⑴　題名の変更等

ア　題名の変更

題名が「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ名称変更したことに伴い、記載の題名を変更する。

イ　父子家庭の父に関する規定

法律改正により、「配偶者のない男子」に関する規定が追加されたことに伴い、その規定を引用する。

⑵　受給資格

ア　母子家庭等医療の所得制限規定

現在、尼崎市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第７条で規定している所得制限については、条例で規定する方がより適切であるため、条例に規定する。

イ　福祉医療の所得判定対象者

各医療における所得判定対象者をより明確化するため、文言を変更する。

3　施行期日

公布の日

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例

改正後	現　行
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑹　略 ⑺　母子家庭の母等　次のいずれかに該当する者をいう。 ア　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子で、１８歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（規則で定める学校に在学している２０歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（規則で定める者を除く。）を含む。以下「乳児等」という。）の保護者（親権を行う者、後見人その他の監護を行う者をいう。以下同じ。）であるもの（以下「母子家庭の母」という。） イ　母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第２項に規定する配偶者のない男子で、乳児等の保護者であるもの（以下「父子家庭の父」という。） ウ　乳児等で母子家庭の母又は父子家庭の父がその保護者であるもの エ　略 ⑻～⑽　略 ⑾　所得を有しない者　次に掲げる要件を備える者をいう。 ア　その属する世帯に属する全ての者	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑹　略 ⑺　母子家庭の母等　次のいずれかに該当する者をいう。 ア　母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子で、１８歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（規則で定める学校に在学している２０歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（規則で定める者を除く。）を含む。以下「乳児等」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。） イ　乳児等を現に扶養している男子で、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別し、又は離婚し、かつ、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの及びこれに準ずる男子で規則で定めるもの（以下「父子家庭の父」という。） ウ　母子家庭の母又は父子家庭の父に扶養されている乳児等 エ　略 ⑻～⑽　略 ⑾　所得を有しない者　その属する世帯に属する全ての者が療養の給付等が行われた月の属する年度（療養の給付等が

について、療養の給付等が行われた月の属する年度（当該療養の給付等が行われた月が４月から６月までの場合にあっては、当該年度の前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第３２８条の規定により課される所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されておらず、又は市町村若しくは特別区の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されていること。 イ　その属する世帯に属する全ての者について、アの療養の給付等が行われた月の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第３１３条第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項第２２号に規定する各種所得の金額（同法第３５条第３項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）の支給を受けるものについては、同条第４項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が７０万円に満たないときは、７０万円」とあるのは、「８０万円」として同項の規定を適用して算定された総所得金額）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がないこと。	行われた月が４月から６月までの場合にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第３２８条の規定により課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯に属する全ての者が療養の給付等が行われた月の属する年度分の市町村民税に係る同法第３１３条第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項第２２号に規定する各種所得の金額（同法第３５条第３項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）の支給を受けるものについては、同条第４項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が７０万円に満たないときは、７０万円」とあるのは、「８０万円」として同項の規定を適用して算定された総所得金額）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。
⑿　低所得者　療養の給付等が行われた月の属する年度分の市町村民税が課されていない者（市町村又は特別区の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）で、当該療養の給付等が行われた月の属する年の前年（当該療養の給付等が行われた月が１	⑿　低所得者　療養の給付等が行われた月の属する年度分の市町村民税が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、療養の給付等が行われた月の属する年の前年（療養の給付等が行われた月が１月から６月まで

月から６月までの場合にあっては、当該療養の給付等が行われた月の属する年の前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額及び当該療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）の合計額が８００，０００円以下であるものをいう。	の場合にあっては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額及び療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）の合計額が８００，０００円以下である者をいう。
⑿　略	⑿　略
（受給資格）	（受給資格）
第３条　この条例により医療費の助成を受けることができる者は、本市に居住する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。	第３条　この条例により医療費の助成を受けることができる者は、本市に居住する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。
⑴　老人であって、次に掲げる要件を備えるもの ア　前条第１１号アに該当すること。 イ　療養の給付等が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が８００，０００円以下であること。	⑴　市町村民税世帯非課税者である老人であって、療養の給付等が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が８００，０００円以下であるもの
⑵　略	⑵　略
⑶　幼児、児童又は生徒（以下「幼児等」という。）であって、その保護者その他当該幼児等を扶養している者について療養の給付等が行われた月の属する年度分の市町村民税の地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割（同法第３２８条の規定により課する所得割を除く。）の額の算定方法を参酌して規則で定める額（以下「所得割の額」とい	⑶　幼児、児童又は生徒（以下「幼児等」という。）であって、その保護者（親権を行う者、後見人その他の監護を行う者をいう。以下同じ。）及び当該幼児等と生計を一にする扶養義務者について療養の給付等が行われた月の属する年度分の市町村民税の地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割（同法第３２８条の規定により課する所得割を

う。）を合算した額が２３５，０００円未満であるもの	除く。）の額の算定方法を参酌して規則で定める額（以下「所得割の額」という。）を合算した額が２３５，０００円未満であるもの
⑷　身体障害者等であって、療養の給付等が行われた月の属する年度分の所得割の額が２３５，０００円未満であるもの	⑷　身体障害者等であって、療養の給付等が行われた月の属する年度分の所得割の額が２３５，０００円に満たないもの
⑸　母子家庭の母等であって、母子家庭の母又は父子家庭の父及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父を扶養している者並びに第２条第７号エに掲げる者（当該者を扶養している者がある場合は、当該者）（以下これらを「母子家庭等の生計維持者」という。）がいずれも、次のいずれかに該当するもの	⑸　母子家庭の母等であって、その者、母子家庭の母又は父子家庭の父の保護者及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする扶養義務者がいずれも、次のいずれかに該当するもの
ア　療養の給付等が行われた月の属する年の前年の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第４０５号）第４条第１項に規定する総所得金額等合計額から８０，０００円（同条第２項第１号、第２号、第４号又は第５号に規定する者にあっては、８０，０００円に、当該者の区分に応じ当該各号に掲げる額を加算した額）を控除した額をいう。）が１９０，０００円（扶養親族等（所得税法第２条第１項第３３号に規定する控除対象配偶者及び同項第３４号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者にあっては、当該扶養親族等の数に応じ、規則で定める額を加算した額）未満である者	ア　当該母子家庭の母等に対する療養の給付等が行われた月の属する年の前年（当該療養の給付等が行われた月が１月から６月までの場合にあっては、前々年。イにおいて同じ。）の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第４０５号）第４条第１項に規定する総所得金額等合計額から８０，０００円（同条第２項第１号、第２号、第４号又は第５号に規定する者にあっては、８０，０００円に、当該者の区分に応じ当該各号に掲げる額を加算した額）を控除した額をいう。）が１９０，０００円（扶養親族等（所得税法第２条第１項第３３号に規定する控除対象配偶者及び同項第３４号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者にあっては、当該扶養親族等の数に応じ、規則で定める額を加算した額）未満である者
イ　低所得者	イ　当該母子家庭の母等に対する療養の給付等が行われた月の属する年の

	前年中の公的年金等の収入金額及び当該療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が８００，０００円以下である者
２～４　略	２～４　略
（助成額） 第４条　市長は、受給資格（前条第１項又は第２項の規定により医療費の助成を受けることができる資格をいう。以下同じ。）を有する者が疾病（精神障害者にあっては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について療養の給付等を受けたときは、次の各号に掲げる受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。 ⑴　老人　被保険者等負担額から次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額 ア　入院以外の療養である場合　同一の月に１２，０００円（所得を有しない者に該当する場合は、８，０００円）を限度として、当該療養につき国民健康保険法又は第２条第８号アからオまでに掲げる法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により算定された医療に要する費用の額の１００分の２０に相当する額 イ　入院療養である場合　同一の月に３５，４００円（所得を有しない者に該当する場合は、１５，０００円）を限度として、当該入院療養につき医療保険各法の規定により算定された医療に要する費用の額の１００分の２０に相当する額 ⑵　略 ⑶　児童　次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	（助成額） 第４条　市長は、受給資格（前条第１項又は第２項の規定により医療費の助成を受けることができる資格をいう。以下同じ。）を有する者が疾病（精神障害者にあっては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について療養の給付等を受けたときは、次の各号に掲げる受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。 ⑴　老人　被保険者等負担額から次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額 ア　入院以外の療養である場合　同一の月に１２，０００円（所得を有しない者にあっては、８，０００円）を限度として、当該療養につき国民健康保険法又は第２条第８号アからオまでに掲げる法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により算定された医療に要する費用の額の１００分の２０に相当する額 イ　入院療養である場合　同一の月に３５，４００円（所得を有しない者にあっては、１５，０００円）を限度として、当該入院療養につき医療保険各法の規定により算定された医療に要する費用の額の１００分の２０に相当する額 ⑵　略 ⑶　児童　次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア　入院以外の療養である場合　次に掲げる児童の区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める額 (ｱ)　９歳に達する日の属する年度の末日までの間にある児童　被保険者等負担額から同一の月に同一の保険医療機関等について２回を限度として、保険医療機関等ごとに１日につき８００円（その保護者その他当該児童を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、６００円）を控除した額 (ｲ)　略 イ　略 (4)　略 (5)　身体障害者等　被保険者等負担額から次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額（１８歳に達する日の属する月の末日までの間にある者にあっては、入院療養である場合においては被保険者等負担額） ア　入院以外の療養である場合　同一の月に同一の保険医療機関等について２回を限度として、保険医療機関等ごとに１日につき６００円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、４００円） イ　入院療養である場合　同一の月に同一の保険医療機関等について２，４００円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、１，６００円）を限度として、当該入院療養につき医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により算定された医療に要す	ア　入院以外の療養である場合　次に掲げる児童の区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める額 (ｱ)　９歳に達する日の属する年度の末日までの間にある児童　被保険者等負担額から同一の月に同一の保険医療機関等について２回を限度として、保険医療機関等ごとに１日につき８００円（その保護者及び当該児童と生計を一にする扶養義務者がいずれも低所得者に該当する場合は、６００円）を控除した額 (ｲ)　略 イ　略 (4)　略 (5)　身体障害者等　被保険者等負担額から次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額（１８歳に達する日の属する月の末日までの間にある者にあっては、入院療養である場合においては被保険者等負担額） ア　入院以外の療養である場合　同一の月に同一の保険医療機関等について２回を限度として、保険医療機関等ごとに１日につき６００円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等と生計を一にする扶養義務者がいずれも低所得者に該当する場合は、４００円） イ　入院療養である場合　同一の月に同一の保険医療機関等について２，４００円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等と生計を一にする扶養義務者がいずれも低所得者に該当する場合は、１，６００円）を限度として、当該入院療養につき医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により算定された医

る費用の額の１００分の１０に相当する額。ただし、保険医療機関等において連続して４月以上入院した場合においては、４月以後の月分については、当該１００分の１０に相当する額を控除しないものとする。 ⑹　母子家庭の母等　前号中「１８歳に達する日の属する月の末日までの間にある者」とあるのは「乳児等」と、同号ア中「６００円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等を扶養している者」とあるのは「８００円（母子家庭等の生計維持者」と、同号イ中「２，４００円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等を扶養している者」とあるのは「３，２００円（母子家庭等の生計維持者」として、同号の規定の例により算定された額 ２～６　略	療に要する費用の額の１００分の１０に相当する額。ただし、保険医療機関等において連続して４月以上入院した場合においては、４月以後の月分については、当該１００分の１０に相当する額を控除しないものとする。 ⑹　母子家庭の母等　前号中「１８歳に達する日の属する月の末日までの間にある者」とあるのは「乳児等」と、同号ア中「６００円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等」とあるのは「８００円（母子家庭の母等及び母子家庭の母又は父子家庭の父」と、同号イ中「２，４００円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等」とあるのは「３，２００円（母子家庭の母等及び母子家庭の母又は父子家庭の父」として、同号の規定の例により算定された額 ２～６　略

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第１０６号	所　管	保健企画課
件　名	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				

内　　容

１　改正理由

薬事法等の一部を改正する法律（平成２５年法律第８４号）が制定され、薬事法の題名が改正されることから、同法の題名を引用している規定について所要の整備を行う。

２　改正内容

第２条第４項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

３　施行期日

平成２６年１１月２５日

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例

改正後	現　行
(手数料を徴収する事務及び手数料の額) 第２条　手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 ⑴～⑶　略 ⑷　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和３５年法律第１４５号)に基づく次に掲げる事務 ア　薬局の開設の許可の申請に対する審査　１件　２９，０００円 イ　薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査　１件　１１，０００円 ウ　薬局の開設の許可証の書換え交付　１件　２，０００円 エ　薬局の開設の許可証の再交付　１件　２，９００円 オ　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査　１件　６，３００円 カ　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査　１件　４，０００円 キ　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付　１件　２，０００円 ク　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付　１件　２，９００円 ケ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査　１件　１１，０００円 コ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査　１件　５，６００円 サ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付　１件　２，０００円 シ　薬局製造販売医薬品の製造業の許	(手数料を徴収する事務及び手数料の額) 第２条　手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 ⑴～⑶　略 ⑷　薬事法(昭和３５年法律第１４５号)に基づく次に掲げる事務 ア　薬局の開設の許可の申請に対する審査　１件　２９，０００円 イ　薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査　１件　１１，０００円 ウ　薬局の開設の許可証の書換え交付　１件　２，０００円 エ　薬局の開設の許可証の再交付　１件　２，９００円 オ　薬局製造販売医薬品の製造販売業の　許可の申請に対する審査　１件　６，３００円 カ　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査　１件　４，０００円 キ　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付　１件　２，０００円 ク　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付　１件　２，９００円 ケ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査　１件　１１，０００円 コ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査　１件　５，６００円 サ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付　１件　２，０００円 シ　薬局製造販売医薬品の製造業の許

可証の再交付　１件　２，９００円 ス　薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査　１品目　９０円 セ　薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査　１品目　９０円 ソ　医薬品の販売業の許可の申請に対する審査　１件　２９，０００円 タ　医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査　１件　１１，０００円 チ　医薬品の販売業の許可証の書換え交付　１件　２，０００円 ツ　医薬品の販売業の許可証の再交付　１件　２，９００円 ⑸～⒅　略	可証の再交付　１件　２，９００円 ス　薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査　１品目　９０円 セ　薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査　１品目　９０円 ソ　医薬品の販売業の許可の申請に対する審査　１件　２９，０００円 タ　医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査　１件　１１，０００円 チ　医薬品の販売業の許可証の書換え交付　１件　２，０００円 ツ　医薬品の販売業の許可証の再交付　１件　２，９００円 ⑸～⒅　略

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第１０７号	所　管	生活衛生課
件　名	尼崎市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について				

内　　容

1　改正理由

墓地等の経営の実情に鑑み、境内墓地等の変更許可手続きにおける適用除外の規定を改正するとともに、事務の手続きの適正化等必要な整理を行うため、本条例の一部を改正する。

2　主な改正内容

⑴　基準の緩和（第１２条）

次の場合について、基準の適用除外を規定する。

ア　３０年以上にわたって区画された境内地内の墓地における区域変更

イ　公共事業の施行のためにやむを得ず行われる墓地の移転及び区域変更

⑵　経営計画の説明（第１５条）

経営計画の説明会開催義務者を経営許可申請者のみとし、経営変更許可申請者については、第１６条第１項の規定に基づき、周辺住民等から協議の申出があった時には、同等の説明を行うものとする。

3　施行期日

公布の日

尼崎市墓地等の経営の許可等に関する条例

改正後	現　行
（この条例の趣旨） 第１条　この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号。以下「法」という。）第１０条の規定に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に係る基準その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。	（この条例の趣旨） 第１条　この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号。以下「法」という。）第１０条の規定に基づく墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。
（経営許可等） 第３条　法第１０条第１項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可（以下「経営許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、経営許可申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。	（経営許可等） 第３条　法第１０条第１項の規定により墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、経営許可申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の規定による経営許可の申請の内容が第５条及び第６条に規定する基準、第７条各号、第８条各号及び第９条各号に掲げる基準、第１０条に規定する基準並びに第１１条各号に掲げる基準（第１２条第１項又は第２項の規定によりこれらの基準が緩和された場合は、その緩和された基準）に適合する場合（第５条第１項第４号に掲げる者にあっては、当該者が公共事業の施行により墓地又は納骨堂を移転する場合に限る。）でなければ、経営許可をしないものとする。	２　市長は、前項の規定による経営許可の申請の内容が第５条から第１１条までの規定に適合する場合（第１２条の規定により基準が緩和された場合は、その緩和された基準に適合する場合）（第５条第１項第４号に掲げる者にあっては、当該者が公共事業の施行により墓地又は納骨堂の移転をする場合に限る。）でなければ、経営許可をしないものとする。
３　略	３　略
４　前各号の規定は、法第１０条第２項の墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更（規則で定める軽微な変更を除く。第１８条を除き、以下同じ。）の許可（以下「経営変更許可」という。）について準用する。この場合において、第１項中「経営許可申請書」とあるのは「経営変更許可申請書」と、第２項中「前項」とあるのは「第４項において読み替えて準用する前項」と、「公共事業の施行により墓地又は納骨堂を移転する」とあるのは	４　第１項から前項までの規定は、法第１０条第２項の墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）の許可（以下「経営変更許可」という。）について準用する。この場合において、第１項中「経営許可申請書」とあるのは「経営変更許可申請書」と、第２項中「当該者が」とあるのは「当該者が墓地の区域を変更し（区域を拡張する場合を除く。）、若しくは納骨堂の施設を変更し、又は」と読み替えるものと

「墓所の数を増加させずに墓地の区域の変更をし、又は納骨堂の施設の変更をする」と読み替えるものとする。	する。
5　略	5　略
（みなし許可に係る処分の届出） 第４条　法第１１条の規定により経営許可（墓地又は火葬場のものに限る。第１５条第１項において同じ。）若しくは経営変更許可（墓地又は火葬場のものに限る。）があったものとみなされる処分（以下「みなし許可に係る処分」という。）又は同条の規定により廃止許可（墓地又は火葬場のものに限る。）があったものとみなされる処分があったときは、これらの処分を受けた者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。	（みなし許可に係る処分の届出） 第４条　法第１１条第１項又は第２項の規定により墓地又は火葬場の経営許可、経営変更許可又は廃止許可があったものとみなされる処分（以下「みなし許可に係る処分」という。）があったときは、当該みなし許可に係る処分を受けた者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
（墓地等の敷地の基準） 第６条　墓地、納骨堂及び火葬場の敷地は、当該墓地等を経営する者が自ら所有する土地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）でなければならない。ただし、地方公共団体が墓地等を経営する場合又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	（墓地等の敷地の基準） 第６条　墓地等の敷地は、当該墓地等を経営する者が自ら所有する土地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）でなければならない。ただし、地方公共団体が墓地等を経営する場合又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
（基準の緩和等） 第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める基準を緩和することができる。 (1)　墓地にあっては、その存する境内地が３０年以上にわたり塀等により外部と区画されている場合において、当該境内地内で墓地の区域の変更をするとき　第７条各号に掲げる基準 (2)　墓地にあっては、公共事業の施行により、墓地を移転し、又はその区域の変更をするとき　第７条各号に掲げる基準 (3)　火葬場にあっては、その存する敷地内で建て替え、又は改築し、若しくは増築するとき　第１０条に規定する基準	（基準の緩和）

２　市長は、前項に規定するもののほか、土地の状況、特殊の構造設備等により墓地等の設置場所の周辺の住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第７条各号の掲げる基準（同条第２号ア又はイに掲げる施設に係るものを除く。）、第８条各号若しくは第９条各号に掲げる基準、第１０条に規定する基準又は前条各号に掲げる基準を緩和することができる。	第１２条　市長は、土地の状況、特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第７条から前条までに規定する基準（第７条第２号ア及びイに掲げる施設に係るものを除く。）を緩和することができる。
３　経営許可等が行われた墓地及び火葬場（みなし許可に係る処分があった場合における当該みなし許可に係る処分に係る墓地及び火葬場を含む。）については、当該経営許可等が行われた墓地の区域又は当該経営許可等が行われた火葬場の施設の変更をするまでの間は、第７条及び第１０条の規定は、適用しない。	
（経営計画の説明）	（経営計画の説明）
第１５条　設置等予定者（経営許可を受けようとする者に限る。次項において同じ。）は、規則で定めるところにより、周辺住民等（墓地にあってはその敷地境界線からの水平距離１１０メートル以内、火葬場にあってはその敷地境界線からの水平距離２２０メートル以内に住所を有する者その他規則で定める者をいう。以下同じ。）に対し、経営計画について説明会を開催しなければならない。	第１５条　設置等予定者（墓地又は火葬場の経営許可等を受けようとする者に限る。次項において同じ。）は、規則で定めるところにより、周辺住民等（墓地にあってはその敷地境界線からの水平距離１１０メートル以内、火葬場にあってはその敷地境界線からの水平距離２２０メートル以内に住所を有する者その他規則で定める者をいう。以下同じ。）に対し、経営計画について説明会を開催しなければならない。
２　設置等予定者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかに、その概要を市長に報告しなければならない。	２　設置等予定者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかにその概要を市長に報告しなければならない。
（周辺住民等との協議）	（周辺住民等との協議）
第１６条　設置等予定者は、第１４条第１項の規定により計画標識を掲出したときから第３条第１項（同条第４項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による経営許可等の申請を行うときまでの間に周辺住民等から次の各号のいずれかに掲げる事項について協	第１６条　設置等予定者は、第１４条第１項の規定により計画標識を掲出したときから第３条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定による経営許可等の申請を行うときまでの間に周辺住民等から次の各号のいずれかに掲げる事項について協議の申出が

議の申出があったときは、これに応じなければならない。 (1)～(3)　略 2　前条第２項の規定は、前項の規定により設置等予定者が周辺住民等と協議を行った場合について準用する。この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは、「次条第１項」と読み替えるものとする。 （工事完了の届出等） 第１７条　経営許可等を受けた者（以下「経営者」という。）は、当該経営許可等に係る墓地等の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、当該工事完了の日から１０日以内にその旨を市長に届け出て、当該墓地等がそれぞれ第８条各号、第９条各号又は第１１条各号に掲げる基準（第１２条第１項又は第２項の規定によりこれらの基準が緩和された場合は、その緩和された基準）に適合していることの確認を受けなければならない。 2　略 付　則 （経過措置） ２～３　略 4　この条例の施行の際現に経営許可等を受けている者に係る当該経営許可等が行われた墓地等（みなし許可に係る処分があった場合における当該みなし許可に係る処分に係る墓地及び火葬場を含む。）については、当該経営許可等が行われた墓地の区域又は当該経営許可が行われた納骨堂若しくは火葬場の施設の変更をするまでの間は、第６条から第１１条までの規定は、適用しない。	あったときは、これに応じなければならない。 (1)～(3)　略 2　前条第２項の規定は、前項の規定により設置等予定者が周辺住民等と協議を行った場合について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第１項」と読み替えるものとする。 （工事完了の届出等） 第１７条　経営許可等を受けた者（以下「経営者」という。）は、当該経営許可等に係る墓地等の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、当該工事完了の日から１０日以内にその旨を市長に届け出て、当該墓地等がそれぞれ第８条、第９条又は第１１条の規定に適合していること（第１２条の規定により基準が緩和された場合は、当該緩和された基準に適合していること）の確認を受けなければならない。 2　略 付　則 （経過措置） ２～３　略 4　この条例の施行の際現に経営許可等を受けている者に係る墓地等（みなし許可に係る処分があった場合における当該みなし許可に係る処分に係る墓地及び火葬場を含む。）については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更するまでの間は、第６条から第１１条までの規定は、適用しない。

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第１０８号	所　管	保育課、保育指導担当、入所担当
件　名	尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例について				

内　　容

1　改正理由

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）、及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）の制定に伴い、保育の必要性の認定等公立保育所の入所資格に係る規定を新たに定める必要が生じたとともに、これまで、児童福祉法に定められていた公立保育所保育料の徴収根拠規定が削除され、公立保育所が支給認定保護者から受領する利用者負担額は、政令で定める額を限度として、市町村が定める額とされたことから、徴収根拠規定を本条例に定める。

また、公立保育所で実施してきた延長保育事業及び一時預かり事業が、新制度における地域子ども・子育て支援事業に位置付けされたこと等から、併せて所要の整備を行う。

2　主な改正内容

⑴　題名

本条例の題名を「尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例」に改める。

⑵　入所等の資格（第５条関係）

ア　保育所の入所について

・　支援法に基づく保育の必要性の認定（２号及び３号）を受けた者

・　児童福祉法第２４条の規定による措置を受けることとなった乳児又は幼児

イ　一時預かり保育を受けることができる者について

・　生後６ヶ月から就学前で市内に住所を有する者

⑶　保育料（第８条関係）

ア　保育料の上限を支援法に基づく政令で定める額とするとともに、具体的な金額については規則で定める旨を規定する。

イ　延長保育料及び一時預かり保育料について規定を整備する。

3　施行期日

支援法の施行の日

尼崎市立保育所条例

改正後	現　行
○尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例	○尼崎市立保育所条例
（この条例の趣旨） 第１条　この条例は、尼崎市立保育所（以下「保育所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。	
（設置） 第２条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３５条第３項の規定に基づき、保育所を設置する。	（設置） 第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３５条第３項の規定に基づき、尼崎市立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。
（名称及び位置） 第３条　保育所の名称及び位置は、別表のとおりとする。	２　保育所の名称及び位置は、別表のとおりとする。
（開所時刻等） 第４条　保育所の開所時刻、閉所時刻及び休所日は、規則で定める。ただし、第６条第４項に規定する延長保育許可をするときは、開所時刻若しくは閉所時刻を変更し、又はその他市長が特別の理由があると認めるときは、開所時刻、閉所時刻若しくは休所日を変更し、若しくは臨時に保育所の全部若しくは一部の供用を停止することができる。	
（入所等の資格） 第５条　保育所に入所することができる者は、次のとおりとする。 ⑴　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）第２０条第４項に規定する支給認定子ども（支援法第１９条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども（支援法第６条第１項に規定する小学校就学前子どもをいう。）に該当するものに限る。） ⑵　法第２４条第５項又は第６項の規定による保育所への入所の措置を受けた乳児（法第４条第１項第１号に規定する乳児をいう。以下同じ。）又は幼児（同項第２号に規	（乳幼児の保育） 第２条　保育所は０才から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児の保育を行なう。

定する幼児をいう。以下同じ。）（以下「措置入所乳幼児」という。） (3)　その他市長が別に定める者 2　一時預かり保育（災害、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。以下同じ。）の傷病、保護者の育児に係る負担の軽減等のため、規則で定める保育所、日及び時間帯において、一時的に乳児又は幼児について行われる保育（法第６条の３第７項に規定する保育をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を受けることができる者は、本市内に住所を有する乳児（生後６月に満たないものを除く。）又は幼児で規則で定める要件を備えるもの（以下「一時預かり対象乳幼児」という。）とする。	
（入所許可等） 第６条　前条第１項第１号又は第３号に該当する者（以下「入所対象乳幼児」という。）の保護者は、第４条本文に規定する開所時刻（以下「開所時刻」という。）から同条本文に規定する閉所時刻（以下「閉所時刻」という。）までの間に保育所において保育を受けさせるため当該入所対象乳幼児を保育所に入所させようとするときは、市長の許可を受けなければならない。 2　前項の許可（以下「入所許可」という。）を受けている者（以下「入所許可者」という。）は、当該入所許可に係る入所対象乳幼児（以下「入所乳幼児」という。）について、延長保育（入所乳幼児が入所している保育所における次の各号に掲げる時間帯（規則で定める保育所以外の保育所にあっては、第１号に掲げる時間帯を除く。）（規則で定める入所乳幼児にあっては、第３号に掲げる時間帯を除く。）において、当該入所乳幼児で市長がやむを得ない理由があると認めるものについて行われる保育をいう。以下同じ。）を受けさせようとするときは、入所許可とは別に、市長の許可	（入所の承諾） 第３条　保育所へ乳幼児を入所させようとするときは、その保護者は市長の承諾を受けなければならない。

を受けなければならない。 ⑴　開所時刻以前の時間帯で規則で定めるもの ⑵　閉所時刻以後の時間帯で規則で定めるもの ⑶　開所時刻から閉所時刻までの間で規則で定める時間帯 ３　一時預かり対象乳幼児の保護者は、当該一時預かり対象乳幼児について一時預かり保育を受けさせようとするときは、市長の許可を受けなければならない。 ４　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入所許可、第２項の許可（以下「延長保育許可」という。）又は前項の許可（以下「一時預かり保育許可」という。）（以下「入所許可等」という。）をしないことができる。 ⑴　偽りその他不正の手段により入所許可等を受けようとしたとき。 ⑵　入所許可又は延長保育許可の申請に係る入所対象乳幼児が伝染性の疾病にかかっているとき。 ⑶　その他保育所の管理上支障があるとき。 （入所許可又は一時預かり保育許可を受けるべき者の決定） 第７条　市長は、別に定めるところにより、入所許可又は一時預かり保育許可を受けるべき者を選考その他の方法により決定するものとする。	
（保育料） 第８条　入所許可者は、１月につき支援法の規定で規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として当該入所許可者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額の保育料を、規則で定める日までに納付しなければならない。 ２　入所許可者のうちその監護する入所乳幼児に延長保育を受けさせるものは、前項の保育	（保育料の納付） 第４条　入所の承諾を受けた保護者は乳幼児１人１月につき法第５１条第５号の保育費用の限度内で市長の定める保育料を納付しなければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。 ２　既納の保育料はこれを還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるとき

料のほか、第６条第２項第１号又は第２号に掲げる時間帯における延長保育にあっては当該時間帯ごとにそれぞれ１月につき１，５００円又は３０分につき２００円の保育料を、同項第３号に掲げる時間帯における延長保育にあっては３０分につき２００円の保育料を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、後納しなければならない。 ３　一時預かり保育許可を受けた者（以下「一時預かり保育許可者」という。）は、１日につき２，８００円（当該一時預かり保育許可に係る一時預かり対象乳幼児が、１歳に達する日の属する年度の翌年度の初日から３歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者である場合は２，５００円、同日の翌日から６歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者である場合は２，０００円）の保育料を前納しなければならない。 ４　市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、保育料を減免することができる。 ５　既納の保育料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 （禁止行為） 第９条　保育所においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)　保育所の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為 (2)　その他規則で定める行為 （届出） 第１０条　入所許可者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 (1)　その監護する入所乳幼児を保育所から退	は、この限りでない。

所させるとき。 ⑵　延長保育許可を受けている入所許可者にあっては、その監護する入所乳幼児について当該延長保育許可に係る延長保育を受けさせることをやめるとき。 ⑶　入院その他の事由によりその監護する入所乳幼児を１月以上保育所に通所させないとき。 ⑷　第８条第４項の規定による保育料の減免（以下「減免処分」という。）を受けている入所許可者にあっては、当該減免処分の理由となった事実に変更があったとき。 ⑸　その監護する入所乳幼児が伝染性の疾病にかかったとき。 ⑹　その他規則で定める場合 ２　措置入所乳幼児の保護者は、次のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 ⑴　当該措置入所乳幼児が伝染性の疾病にかかったとき。 ⑵　その他規則で定める場合	
（通所の停止） 第１１条　市長は、入所乳幼児又は措置入所乳幼児が次のいずれかに該当するときは、その保護者に対し、当該入所乳幼児又は措置入所乳幼児の保育所への通所の停止を命ずることができる。 ⑴　伝染性の疾病にかかり、又はそのおそれがあるとき。 ⑵　その他保育所の管理上支障があるとき。 （入所許可等の取消し等） 第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所許可等を取り消すことができる。 ⑴　入所許可者又は一時預かり保育許可者（以下「入所許可者等」という。）が偽りその他不正の手段により入所許可等を受けたとき。	（保育の停止又は退所） 第５条　保育中の乳幼児が次の各号の一に該当するときは一時その保育を停止し、又はこれを退所させることができる。 ⑴　伝染性の疾患を有するとき。 ⑵　無届で１月以上休所したとき。 ⑶　入所の事由が消滅したとき。 ⑷　前各号の外市長において保育上支障があると認めるとき。 （日課等） 第６条　保育所の日課及年間行事については市長がこれを定める。

⑵　入所乳幼児が入所対象乳幼児でなくなったとき。 ⑶　この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。 ⑷　その他保育所の管理上支障があるとき。 ２　第１０条第１項の規定による届出（同項第１号に係るものに限る。以下この項において同じ。）があったときは、当該届出に係る保育所からの退所の予定の日の経過により当該届出を行った入所許可者に係る入所許可が取り消されたものとみなす。 ３　前項の規定は、第１０条第１項の規定による届出（同項第２号に係るものに限る。）があったときについて準用する。この場合において、前項中「保育所からの退所の」とあるのは「延長保育を受けさせることをやめる」と、「入所許可が」とあるのは「延長保育許可が」と読み替えるものとする。 ４　市長は、次のいずれかに該当するときは、減免処分を取り消すことができる。 ⑴　入所許可者等が偽りその他不正の手段により減免処分を受けたとき。 ⑵　第８条第４項に規定する規則で定める特別の理由（当該減免処分に係るものに限る。）がなくなったとき。 ５　本市は、第１項の規定による入所許可等の取消し又は前項の規定による減免処分の取消しを受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。 （原状回復義務等） 第１３条　自己の責めに帰すべき事由により保育所の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。 （委任）	（施行規則）

第１４条　この条例に定めるもののほか、保育所の管理について必要な事項は、規則で定める。 付　則 （施行期日） １　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の施行の日から施行する。ただし、付則第３項の規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の尼崎市立保育所条例第３条の規定により市長の承諾を受けてその監護する乳児（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条第１項第１号に規定する乳児をいう。）又は幼児（同項第２号に規定する幼児をいう。）（以下「乳幼児」という。）を尼崎市立保育所に入所させている保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。）は、当該乳幼児がこの条例による改正後の尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例第６条第１項に規定する入所対象乳幼児である場合に限り、同条第２項に規定する入所許可者とみなす。 （準備行為） ３　入所許可等の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。 （委任） ４　前２項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、規則で定める。	第７条　前各条に定めるものの外、この条例の施行について必要な事項は市長が、別にこれを定める。

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第１０９号	所　管	子ども・子育て支援制度準備担当
件　名	尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例について				

内　　容

1　制定理由等

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（以下「運営基準」という。）については、内閣府令に基づき、市町村が条例で定めることとされたため、尼崎市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）からの「子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の各種施設等の認可基準及び給付の対象施設等としての確認基準のあり方について（最終答申）」を踏まえ、条例を制定する。また、子ども・子育て支援新制度における、幼稚園、認定こども園等の利用者負担額の根拠となる規定のほか、支援法第８７条の規定に基づき、条例により過料を科すこととする。

2　主な制定内容（第３条関係）

⑴　子ども・子育て支援新制度における、幼稚園、認定こども園等の利用者負担額については規則で定める旨を規定する。

⑵　運営基準の内容として、①幼稚園及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の設置者及び園長は、暴力団員等でないこと。②幼稚園等の運営が暴力団等の支配を受けないこと。を規定し、それ以外は内閣府令のとおりとする。

⑶　支援法第８７条の規定に基づき、１００，０００円以下の過料を科す規定を設ける。

過料の対象となる者	過料の対象となる行為
小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者等	子どものための教育・保育給付に対して、正当な理由なしに、報告若しくは物件の提出若しくは提示（以下「報告等」という。）をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示（以下「虚偽報告等」という。）をし、又は職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をすること。
教育保育施設・事業者等	子どものための教育・保育給付に対して、正当な理由なしに、報告等をせず、若しくは虚偽報告等をし、職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、忌避すること。
支給認定を受けた保護者	支給認定の変更（申請変更・職権変更）の際の支給認定証の提出の拒否、支給認定の取消しの際の支給認定証の返還を拒否すること。

3　施行期日

支援法の施行の日

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第１１０号	所　管	市民活動推進担当
件　名	尼崎市あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業審査会条例について				

内　　容

1　制定理由

あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業の選定を公平かつ適正に選定するに当たり、地方自治法第１３８条の４第３項に規定する付属機関として、尼崎市あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業審査会を設置するため、条例を制定する。

2　主な制定内容

⑴　設置（第１条関係）

本市が、あまらぶチャレンジ事業補助金の交付の申請を受けた場合における当該申請に係る事業の内容を審査させるため、市長の付属機関として、尼崎市あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

⑵　組織（第２条関係）

ア　審査会は、委員５人以内で組織する。

イ　委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

ウ　委員は、対象事業の内容の審査が終了したときは、解嘱されるものとする。

3　施行期日

公布の日

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第１１１号	所　管	経済活性対策課
件　名	尼崎市産業振興基本条例について				

内　　容

1　制定理由

社会経済全体が成熟し、少子高齢化社会と人口減少社会に向かう中、経済活動そのものが大きく変革していることから、本市の地域経済を持続的に発展させていくためには、常に社会情勢変化や時代潮流をふかんし、経済活動を取り巻く環境の変化に対し問題意識を持ちながら、柔軟に対応することが必要不可欠である。

そのためには、様々な産業が活性化し、新たな産業が生まれ、雇用が発生し、消費を通じて更なる生産やサービス提供につながる好循環を、事業者、産業関係団体、市民と市等が常に意識しながら、互いに協力して産業の振興等に取り組む必要がある。

その様な状況の中、産業の振興等に関する目指すべき方向性や各主体の役割及び市の責務を示し、本市の地域経済の持続的な発展に寄与するため、尼崎市産業問題審議会答申の趣旨を踏まえ、条例を制定するもの。

2　主な制定内容

⑴　目的（第１条）

本市産業の振興等に関する基本理念を定め、産学公融ネットワーク、事業者、産業関係団体等及び市民の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、本市における地域経済の持続的な発展を推進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

⑵　産業の振興等に関する基本理念（第３条－第６条）

ア　産業の振興については、事業者が自ら創意工夫をし、他の産業との連携、事業の継続及び継承、技能の継承、研究開発及び新分野の産業への事業展開に取り組むとともに、環境保全の観点に立った事業活動を積極的に行うことに加え、産業関係団体等及び市も含め、相互に連携して、ものづくりの技術や、商業の集積を生かし、また、社会的責任を認識し、その責任を果たすことができる事業の創造に取り組むこと。

イ　起業の促進については、誰もが容易に起業を行いやすい環境等をつくること。

ウ　雇用就労の維持創出については、多様な人材が様々な事業活動において登用される環境をつくること。

⑶　各主体の役割と責務（第７条－第１１条）

基本理念にのっとり、産学公融ネットワーク、事業者、産業関係団体等及び市民の役割と市の責務について定める。

3　施行期日

公布の日

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第１１２号	所　管	住宅管理担当
件　名	尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				

内　　容

1　改正理由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第２８号）が制定され、母子及び寡婦福祉法の一部が改正された。

この改正により、題名の改正及び対象に配偶者のない男子が加えられたことから、本条例の一部を改正し、併せて所要の整備を行う。

2　改正内容

⑴　入居者の選考の特例（第７条第１項第２号）

特に居住の安定を図る必要がある者について、募集戸数の２割を限度として、優先枠を設けることができる規定中

ア　母子及び寡婦福祉法の題名改正による同法引用部分を改正する。

イ　母子及び寡婦福祉法の改正により、法の支援の対象に配偶者のない男子が加えられたことに伴い、配偶者のない男子で現に児童を扶養するものを入居者選考の特例の対象とするよう改正する。

⑵　入居補欠者（第８条関係）

有効期間について、市営住宅の「次の公募の日まで」という規定と合わせるため、入居補欠者の規定を削除し、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例から準用する。

3　施行期日

公布の日

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例

改正後	現　行
（入居者の選考の特例） 第７条　市長は、入居の申込みをした日において次の各号のいずれかに該当する者については、１回の募集ごとに賃貸しようとする特定公共賃貸住宅の戸数の５分の１を超えない範囲内の戸数について、第１１条第１項において準用する尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年尼崎市条例第２９号。以下「市営住宅条例」という。）第４条及び前条に定めるところにより、当該特定公共賃貸住宅の入居者を選考することができる。 ⑴　略 ⑵　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子又は同条第２項に規定する配偶者のない男子で、現に児童を扶養しているもの ⑶～⑹　略 （削除） （家賃の月額） 第８条　略 （家賃の減額） 第９条　１～２　略 （入居者負担額） 第１０条　略 （準用） 第１１条　第４条から前条までに規定するもののほか、市営住宅条例第４条、第５条（第７号及び第８号を除く。以下同じ。）、第１０条第１項、第１１条から第１６条まで、第１９条、第２０条、第２２条から第２７条まで、第４０条、第４１条（第１項から第４項までに限る。）、第５８条から第６４条まで及び第６６条の規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。	（入居者の選考の特例） 第７条　市長は、入居の申込みをした日において次の各号のいずれかに該当する者については、１回の募集ごとに賃貸しようとする特定公共賃貸住宅の戸数の５分の１を超えない範囲内の戸数について、第１２条第１項において準用する尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年尼崎市条例第２９号。以下「市営住宅条例」という。）第４条及び前条に定めるところにより当該特定公共賃貸住宅の入居者を選考することができる。 ⑴　略 ⑵　母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの ⑶～⑹　略 （入居補欠者） 第８条　１～２　略 （家賃の月額） 第９条　略 （家賃の減額） 第１０条　１～２　略 （入居者負担額） 第１１条　略 （準用） 第１２条　第４条から前条までに定めるもののほか、市営住宅条例第４条、第５条（第７号及び第８号を除く。以下同じ。）、第１０条第１項、第１１条第２項、第１２条から第１６条まで、第１９条、第２０条、第２２条から第２７条まで、第４０条、第４１条（第１項から第４項までに限る。）、第５８条から第６４条まで及び第６６条の規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。

２～３　略 （委任） 第１２条　略	２～３　略 （委任） 第１３条　略

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第１１３号	所　管	運輸課
件　名	尼崎市貸切自動車乗車料条例の一部を改正する条例について				

内　　容

1　改正理由

国土交通省から、貸切バスの安全性向上を図る取組みの一環として、貸切バスの運賃制度「時間・キロ併用制運賃」に改正する旨の通知（平成２６年３月２６日付　国自旅第６２１号）があった。

この改正により、近畿運輸局管内における貸切バス事業者の運賃については、運輸局から公示された運賃の額の範囲内で決定し適用することとされたため、道路運送法第９条の２第２項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令（平成２６年３月２８日付　近運自－公示第２１号）に基づき、尼崎市貸切自動車乗車料条例の一部を改正する。

2　主な改正内容

時間制及びキロ制運賃を時間・キロ併用制運賃に改める。

3　施行期日

平成２６年１１月１日

尼崎市貸切自動車乗車料条例

<table>
<tr><th>改正後</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>（乗車料）
第２条　貸切自動車を使用する者は、次条及び第４条の規定により定められた乗車料を納めなければならない。</td><td>（乗車料）
第２条　貸切自動車を使用する者は、次に掲げる運賃と料金との合計額に１００分の１０８を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の範囲内で自動車運送事業管理者（以下「管理者」という。）が定める乗車料を納めなければならない。
(1)　運賃
<table>
<tr><th>運賃の区分</th><th colspan="3">運賃の額</th></tr>
<tr><td>時間制運賃</td><td colspan="2">1時間につき</td><td>12,765円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">キロ制運賃</td><td>100キロメートルまで</td><td>1キロメートルにつき</td><td>690円</td></tr>
<tr><td>100キロメートルを超え300キロメートルまで</td><td>1キロメートルにつき</td><td>552円</td></tr>
<tr><td>300キロメートルを超えるもの</td><td>1キロメートルにつき</td><td>379円</td></tr>
<tr><td>行先別運賃</td><td colspan="3">出発地の属する地域及び目的地の属する地域の各区分に応じ、管理者が別に定める額</td></tr>
</table>
(2)　料金
<table>
<tr><th colspan="2">料金の区分</th><th colspan="2">料金の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">深夜早朝運行料金</td><td colspan="2">1時間につき</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">待機料金</td><td>時間待機料金</td><td colspan="2">1時間につき</td><td>6,000円</td></tr>
<tr><td>宿泊待機料金</td><td colspan="2">1泊につき</td><td>26,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">行先別料金</td><td colspan="3">出発地の属する地域及び目的地の属する地域の各区分に応じ、管理者が別に定める額</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

回送料金	20キロメートルを超え100キロメートルまで	1キロメートルにつき	380円
	100キロメートルを超えるもの	1キロメートルにつき	350円
航送料金	1時間につき		6,000円
特殊車両割増料金	前号に規定する運賃の5割に相当する額		

２　（略）

（乗車料の額）

第３条　乗車料の額は、時間制運賃の額及びキロ制運賃の額の合計額に１００分の１０８を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

２　前項の時間制運賃の額及びキロ制運賃の額は、別表に定める額の範囲内において、自動車運送事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

（割引）

第４条　管理者は、事業上の必要その他別の理由があると認めるときは、前条第１項の時間制運賃及びキロ制運賃の割引をすることができる。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

２　（略）

（割引）

第３条　管理者は、事業上の必要その他別の理由があると認めるときは、所定乗車料（料金を除く。）の割引をすることができる。

（乗車料の減免）

第４条　天災地変その他非常事態発生に際して管理者が必要と認めるときは、所定乗車料を減免することができる。

（施行規程）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表

区　　分	金　　額
時間制運賃	1回につき　43,300円
キロ制運賃	走行距離 10 キロメートルにつき 1,700円

摘要　1回の走行時間が3時間を超える場合の時間制運賃の額は、8,660円にその超える時間（以下「超過時間」という。）（超過時間が1時間に満たない場合又は超過時間に 1 時間に満たない端数がある場合において、超過時間又はその端数が 30 分未満であるときはこれらを切り捨て、超過時間又はその端数が 30 分以上であるときはこれらを１時間に切り上げる。）の時間の数値を乗じて得た額に、43,300円を加えて得た額とする。

備考

1　「走行距離」とは、出庫から帰庫までの間に走行する距離（その距離が１０キロメートルに満たないとき又はその距離に１０キロメートルに満たない端数があるときは、これらを１０キロメートルに切り上げる。）をいう。

2　「走行時間」とは、出庫から帰庫までに要する時間をいう。

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１１４号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約について（尼崎北小学校特別教室棟耐震補強等工事）				

内　　容

1　契約の相手方
尼崎市七松町２丁目２７番２３号
株式会社オカモト・コンストラクション・システム　代表取締役　岡本　征夫

2　契約金額
２０４，３３６，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

3　契約の方法
一般競争入札（制限付）

4　開札年月日
平成２６年７月２８日

5　工事内容
特別教室棟耐震補強工事
　鉄筋コンクリート造り　３階建て　１棟
　延べ面積　　６５７平方メートル
　主な工法　　ピタコラム工法
体育館耐震補強工事
　鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）　２階建て　１棟
　延べ面積　　１，０７９平方メートル
　主な工法　　鉄骨屋根補強
給食室棟増築工事
　鉄骨造り　２階建て　１棟
　敷地面積　　１０，８７３．４５平方メートル
　建築面積　　２４２．８４平方メートル
　延べ面積　　２９４．８１平方メートル
屋外付帯工事（外構等）

6　工期
契約締結の日から３９０日間

開　札　結　果　表

		開札年月日	平成２６年７月２８日
件　　名	尼崎北小学校特別教室棟耐震補強等工事		
落　札　者　名	㈱オカモト・コンストラクション・システム	落　札　金　額	189,200,000円
予　定　価　格	199,710,000円	最低制限価格	169,753,000円

入　札　者　名	第1回目入札金額（円）	
㈱オカモト・コンストラクション・システム	189,200,000	
大松建設㈱	204,300,000	※予定価格超過
㈱ユハラ	168,800,000	※最低制限価格抵触
海月建設㈱	辞退	
㈱柄谷工務店	辞退	
宮崎建設㈱	辞退	

（※　金額は消費税等相当額８％を含まない。）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１１５号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約について（園田東小学校校舎棟改築等工事）				

内　　容

１　契約の相手方
神戸市中央区八幡通３丁目１番１９号
大豊・ユハラ共同企業体
代表者　大豊建設株式会社神戸営業所　所長　柏　和成

２　契約金額
１，１３６，１６０，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

３　契約の方法
一般競争入札（制限付）

４　開札年月日
平成２６年７月２４日

５　工事内容
校舎棟改築工事
鉄筋コンクリート造り　３階建て　１棟
敷地面積　１７，５０２．５８平方メートル
建築面積　　２，０７５．９３平方メートル
延べ面積　　５，０４９．３１平方メートル
（主な諸室）普通教室、特別教室（図書室、生活教室、コンピュータ教室、視聴覚教室、理科教室、家庭教室、図画工作教室、音楽教室等）、多目的スペース、管理諸室、給食室
体育館耐震補強工事
鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）　２階建て　１棟
延べ面積　　８９０平方メートル
主な工法　　鉄骨屋根補強
既存校舎等解体工事（北棟、南棟、西棟等）
屋外付帯工事（グラウンド整備、外構等）

６　工期
契約締結の日から７２０日間

開　札　結　果　表

		開札年月日	平成２６年７月２４日
件　　名	園田東小学校校舎棟改築等工事		
落　札　者　名	大豊・ユハラ共同企業体	落　札　金　額	1,052,000,000円
予　定　価　格	1,128,850,000円	最低制限価格	959,522,000円

入　　札　　者　　名	第1回目入札金額（円）	
大豊・ユハラ共同企業体	1,052,000,000	
柄谷・昌平共同企業体	1,079,000,000	

（※　金額は消費税等相当額８％を含まない。）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１１６号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約について（園田東小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事）				

内　　容

1　契約の相手方
尼崎市杭瀬北新町１丁目１６番１号
共栄電器工業株式会社　代表取締役　柳楽　信義

2　契約金額
１６９，５０６，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

3　契約の方法
一般競争入札（制限付）

4　開札年月日
平成２６年７月２９日

5　工事内容
電気設備工事

受変電設備工事	一式
幹線・動力設備工事	一式
電灯・コンセント設備工事	一式
弱電設備工事	一式
太陽光発電設備工事	一式
体育館耐震補強工事に係る電気設備工事	一式
屋外電気設備工事	一式

6　工期
契約締結の日から７２０日間

開　札　結　果　表

		開札年月日	平成２６年７月２９日
件　　名	園田東小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事		
落　札　者　名	共栄電器工業㈱	落　札　金　額	156,950,000円
予　定　価　格	167,500,000円	最低制限価格	142,007,000円

入　　札　　者　　名	第1回目入札金額（円）	
共栄電器工業㈱	156,950,000	
㈱ニューテック	169,000,000	※予定価格超過
平尾電工㈱	辞退	

（※　金額は消費税等相当額８％を含まない。）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１１７号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約について（園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事）				

内　　容

1　契約の相手方
尼崎市西本町２丁目５番地
株式会社竹内工業所　代表取締役　竹内　寿

2　契約金額
１９２，２４０，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

3　契約の方法
一般競争入札（制限付）

4　開札年月日
平成２６年７月２９日

5　工事内容
機械設備工事
空調設備工事　一式
換気設備工事　一式
衛生器具設備工事　一式
給水設備工事　一式
排水設備工事　一式
給湯設備工事　一式
消火設備工事　一式

6　工期
契約締結の日から７２０日間

開　札　結　果　表

		開札年月日	平成２６年７月２９日
件　　名	園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事		
落　札　者　名	㈱竹内工業所	落　札　金　額	178,000,000円
予　定　価　格	181,110,000円	最低制限価格	153,943,000円

入　　札　　者　　名	第1回目入札金額（円）	
㈱竹内工業所	178,000,000	
㈱田中水道工業所	152,000,000	※最低制限価格抵触
㈱阪神設備工業所	辞退	

（※　金額は消費税等相当額８％を含まない。）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１１８号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（成文小学校東棟改築等工事）				

内　　容

1　変更理由

平成２５年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成２６年２月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成２６年度労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。

2　契約の相手方

尼崎市玄番南之町４番地
柄谷・トータルサプライ共同企業体
代表者　株式会社柄谷工務店　代表取締役　柄谷　順一郎

3　契約金額

変更前　９２３，１８４，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
変更後　９５６，４５９，８８０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
増　額　　３３，２７５，８８０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容

平成２６年度労務・材料等単価の適用

5　契約工期

平成２６年３月１４日から平成２７年１２月２３日まで（変更なし）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１１９号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（成文小学校東棟改築等工事のうち電気設備工事）				

内　　容

1　変更理由

平成２５年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成２６年２月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成２６年度労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。

2　契約の相手方

尼崎市道意町６丁目７番地の１
株式会社日電機工　代表取締役　粟津　圭哉

3　契約金額

変更前　１６２，０７８，８４０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
変更後　１６４，２８３，１２０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
増　額　　２，２０４，２８０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容

平成２６年度労務・材料等単価の適用

5　契約工期

平成２６年３月１４日から平成２７年１２月２３日まで（変更なし）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１２０号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（成徳小学校本校舎棟等耐震補強工事）				

内　　容

1　変更理由

賃金等の急激な変動に対処するため、尼崎市工事請負契約書第２６条第６項（いわゆるインフレスライド条項）に基づく運用が開始されたことに伴い、契約の相手方より請求を受けたことから、請負代金額の変更の協議の結果、契約金額を増額する必要が生じたため。

2　契約の相手方

尼崎市玄番南之町５番地６

株式会社トータルサプライ　代表取締役　柄谷　順一郎

3　契約金額

変更前　１９７，１００，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

変更後　１９９，０４４，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

増　額　　１，９４４，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容

賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用（尼崎市工事請負契約書第２６条関係）

5　契約工期

平成２５年１２月２４日から平成２７年１月１７日まで（変更なし）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１２１号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（浜田小学校北東棟改築等工事）				

内　　容

1　変更理由

平成２５年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成２６年２月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成２６年度労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。

2　契約の相手方

尼崎市塚口町１丁目１０番地の５
株式会社吉川組　代表取締役　吉川　壽一

3　契約金額

変更前　６９０，１２０，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
変更後　７１２，４６５，２００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
増　額　　２２，３４５，２００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容

平成２６年度労務・材料等単価の適用

5　契約工期

平成２６年３月４日から平成２８年３月２０日まで（変更なし）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１２２号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（塚口小学校西南棟改築等工事）				

内　　容

1　変更理由

既存解体校舎棟における空調用配管の保温材及び配管接続部のシール材についてアスベスト含有調査を実施した結果、アスベストの含有が判明し、法令に基づき適正に除去、処分を行う必要が生じたこと等に伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。

2　契約の相手方

尼崎市道意町３丁目１番地
株式会社三田工務店　代表取締役　三田　恭男

3　契約金額

変更前　７８５，４００，０００円（※ 金額は消費税等相当額５％を含む。）
変更後　７８８，１２３，７６０円（※ 金額は消費税等相当額５及び８％を含む。）
増　額　　２，７２３，７６０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容

石綿含有建材の法令に基づく除去の追加

5　契約工期

平成２４年１０月９日から平成２７年３月２０日まで（変更なし）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１２３号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（園田小学校北棟改築等工事）				

内　　容

1　変更理由

平成２５年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成２６年２月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成２６年度労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。

2　契約の相手方

尼崎市玄番南之町４番地
柄谷・昌平共同企業体
代表者　株式会社柄谷工務店　代表取締役　柄谷　順一郎

3　契約金額

変更前　９５３，５３２，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
変更後　９７５，９１３，９２０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
増　額　　２２，３８１，９２０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容

平成２６年度労務・材料等単価の適用

5　契約工期

平成２６年３月４日から平成２８年２月２１日まで（変更なし）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１２４号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（園田小学校北棟改築等工事のうち電気設備工事）				

内　　容

1　変更理由

平成２５年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成２６年２月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成２６年度労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。

2　契約の相手方

尼崎市瓦宮１丁目９番１５号
栄興電機工業株式会社　代表取締役　小坂　圭一

3　契約金額

変更前　１５９，８４０，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
変更後　１６３，６１７，８４０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
増　額　　３，７７７，８４０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容

平成２６年度労務・材料等単価の適用

5　契約工期

平成２６年３月１４日から平成２８年３月２日まで（変更なし）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１２５号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事）				

内　　容

1　変更理由

平成２５年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成２６年２月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成２６年度労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。

2　契約の相手方

神戸市兵庫区小河通２丁目２番５号
ＮＩＰＰＯ・吉川組共同企業体
代表者　株式会社ＮＩＰＰＯ兵庫統括事業所　所長　大場　信秀

3　契約金額

変更前　２，３３２，８００，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
変更後　２，４１６，３９８，４８０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
増　額　　８３，５９８，４８０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容

平成２６年度労務・材料等単価の適用

5　契約工期

平成２６年６月３０日から平成２８年５月１９日まで（変更なし）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１２６号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事のうち電気設備工事）				

内　　容

1　変更理由

平成２５年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成２６年２月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成２６年度労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。

2　契約の相手方

尼崎市瓦宮１丁目９番１５号
栄興電機工業株式会社　代表取締役　小坂　圭一

3　契約金額

変更前　２７４，１０４，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
変更後　２８４，４６２，２８０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
増　額　　１０，３５８，２８０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容

平成２６年度労務・材料等単価の適用

5　契約工期

平成２６年６月３０日から平成２８年５月１９日まで（変更なし）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１２７号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事）				

内　　容

1　変更理由

平成２５年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成２６年２月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成２６年度労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。

2　契約の相手方

尼崎市南初島町１０番地の１４９
株式会社阪神設備工業所　代表取締役　岡本　太一

3　契約金額

変更前　２８７，４９６，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
変更後　２９３，１５１，９６０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
増　額　　５，６５５，９６０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容

平成２６年度労務・材料等単価の適用

5　契約工期

平成２６年６月３０日から平成２８年５月１９日まで（変更なし）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１２８号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（武庫中学校南棟耐震補強等工事）				

内　　容

1　変更理由

平成２５年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成２６年２月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成２６年度労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。

2　契約の相手方

尼崎市七松町２丁目２７番２３号

株式会社オカモト・コンストラクション・システム　代表取締役　岡本　征夫

3　契約金額

変更前　２５８，１２０，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

変更後　２６１，８５８，９６０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

増　額　　３，７３８，９６０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容

平成２６年度労務・材料等単価の適用

5　契約工期

平成２６年３月４日から平成２６年１２月２８日まで（変更なし）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１２９号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（小園中学校管理棟等耐震補強工事）				

内　　容

1　変更理由

賃金等の急激な変動に対処するため、尼崎市工事請負契約書第２６条第６項（いわゆるインフレスライド条項）に基づく運用が開始されたことに伴い、契約の相手方より請求を受けたことから、請負代金額の変更の協議の結果、契約金額を増額する必要が生じたため。

2　契約の相手方

尼崎市武庫町３丁目１１番２８号
株式会社松善工務店　代表取締役　紺屋　一弘

3　契約金額

変更前　１５４，０３５，０００円（※ 金額は消費税等相当額５％を含む。）
変更後　１５４，５８５，８００円（※ 金額は消費税等相当額５及び８％を含む。）
増　額　　５５０，８００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容

賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用（尼崎市工事請負契約書第２６条関係）

5　契約工期

平成２５年１０月８日から平成２６年１２月１日まで（変更なし）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１３０号	所　管	保育課
件　名	工事請負契約の変更について（塚口保育所改築工事）				

内　　容

1　変更理由

平成２５年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成２６年２月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成２６年度労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。

2　契約の相手方

尼崎市玄番南之町４番地

カラタニエンジニアリング株式会社　代表取締役　柄谷　順一郎

3　契約金額

変更前　１９４，１８４，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

変更後　１９８，９０５，７６０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

増　額　　４，７２１，７６０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容

平成２６年度労務・材料等単価の適用

5　契約工期

平成２６年３月４日から平成２６年１１月２８日まで（変更なし）

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１３１号	所　管	住宅整備担当
件　名	事業契約について（市営武庫３住宅第１期建替事業）				

内　　容

1　事業手法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業（ＰＦＩ事業）

2　これまでの経緯

平成 25 年	10 月　1 日	実施方針、要求水準書（案）の公表
	12 月 18 日	債務負担行為の議決
	12 月 20 日	尼崎市営住宅等ＰＦＩ事業者選定委員会条例制定
平成 26 年	1 月 22 日	市営武庫３住宅第１期建替事業ＰＦＩ事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）第１回開催
	1 月 31 日	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準等の公表
	5 月 13 日	提案書、入札書等の受付（２グループ）
	6 月　2 日	第２回選定委員会開催
	6 月 16 日	第３回選定委員会開催

3　契約の相手方

株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社吉川組、株式会社市浦ハウジング＆プランニング大阪支店、株式会社アクロスコーポレイション、株式会社セノオ商会及び株式会社ライズホームを構成企業とするグループ

代表企業　尼崎市玄番南之町４番地
株式会社柄谷工務店
取締役社長　柄谷　順一郎

4　契約の金額

５，３５３，０３０，４００円

（金額は消費税等相当額８％を含む。ただし、入居者移転支援業務に係る経費に一部消費税等対象外経費あり。）

5　契約の方法

一般競争入札（総合評価）

学識経験者５名による選定委員会は、入札参加者からの提案内容を審査した技術評価点と入札価格から算出した価格点を合計した総合評価点が最も高かった株式会社柄谷工務店を代表企業とするグループを落札者候補として選定し、市は選定委員会での審査結果を踏まえて落札者を決定した。

＜審査結果＞

提案受付番号	①技術評価点	②価格点	③総合評価点	総合評価点順位
1	75.80	100.00	175.80	1
2	62.60	99.99	162.59	2

① 技術評価点＝選定委員会の審査による評価
② 価格点＝100 点×（提案中最も低い入札価格／当該入札参加者の入札価格）
③ 総合評価点＝①及び②の合計

＜入札価格＞

提案受付番号	入札価格（消費税、地方消費税相当額除く）
1	4,959,000,000 円
2	4,959,427,000 円

予定価格：4,969,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

6 事業概要

＜時友事業用地＞

① 既存の市営時友住宅（２４８戸）の解体工事
② 市営時友住宅（２２０戸　８階建　２棟）の建設
③ 道路、公園等の関連する公共施設の整備
④ 上記①から③に係る設計・調査業務及び工事監理業務
⑤ 入居者移転支援業務（仮移転、本移転）

＜蓬川事業用地＞

① （仮称）蓬川第２住宅（１３０戸　８階建　１棟）の建設
② 上記①に係る設計・調査業務及び工事監理業務
③ 入居者移転支援業務（本移転）

7 契約の期間

契約締結の日から平成３１年１月３１日まで

入札参加者一覧

提案受付番号１	株式会社柄谷工務店を代表企業とするグループ		
担当業務	法人等の名称	代表者名	所在地
建設	株式会社柄谷工務店	取締役社長 柄谷　順一郎	尼崎市玄番南之町４番地
設計 工事監理	株式会社市浦ハウジング＆プランニング大阪支店	常務取締役支店長 田中　純一	大阪市北区西天満１－７－20
建設	宮崎建設株式会社	代表取締役 宮崎　俊二	尼崎市杭瀬北町１丁目５番 11 号
建設	株式会社吉川組	代表取締役 吉川　壽一	尼崎市塚口町１丁目 10 番地の５
移転支援	株式会社アクロスコーポレイション	代表取締役 廣田　忠彦	尼崎市武庫之荘２丁目３番１号
移転支援	株式会社セノオ商会	代表取締役 石山　茂	尼崎市南塚口町2丁目1番1－102号 塚口さんさんタウン１番館
移転支援	株式会社ライズホーム	代表取締役 益田　弘和	尼崎市立花町１丁目 10－17－107

提案受付番号２	株式会社長谷工コーポレーション関西を代表企業とするグループ		
担当業務	法人等の名称	代表者名	所在地
建設	株式会社長谷工コーポレーション関西	取締役常務執行役員関西代表 北村　欣一	大阪市中央区平野町１丁目５番７号
設計	株式会社長谷工コーポレーション大阪エンジニアリング事業部	執行役員事業部長 中田　文彦	大阪市中央区平野町１丁目５番７号
工事監理	株式会社ユーデーコンサルタンツ	代表取締役社長 西田　修	大阪市中央区本町４丁目７番４号
建設	株式会社伊藤テック	代表取締役 伊藤　博司	尼崎市武庫元町１丁目 29 番３号
移転支援	株式会社長谷工コーポレーション	代表取締役 辻　範明	東京都港区芝２丁目 32 番１号

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１３２号	所　管	住宅管理担当
件　名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）				

内　　容

1　提起理由

市営住宅等の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるもの。また、不正入居者に対して、住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるもの。

2　当事者

⑴　原告

尼崎市　代表者　稲村　和美

⑵　被告氏名及び滞納金額等（３名）

①　家賃滞納者（２名）

	氏　名	家賃（滞納月数・滞納金額）		駐車場（滞納月数･滞納金額）	
1	[redacted]	１２月	４５０，５２０円		
2	[redacted] ※	１１月	１７４，７００円	７月	４５，５００円
計			６２５，２２０円		４５，５００円

※　平成２６年６月３０日現在の数値

②　不正入居者（１名）

[redacted]

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１３３号	所　管	下水道部経営企画課
件　名	平成２５年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				

内　　容

1　議決を求める理由

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の使途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。

2　処分の理由及び内容

施設整備の経費に充当するため、未処分利益剰余金 3,788,098,482 円のうち 1,788,098,482 円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

（単位：円）

	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,788,098,482
議会の議決による処分額	△1,788,098,482
建設改良積立金の積立	△1,788,098,482
処分後残高	（繰越利益剰余金） 2,000,000,000

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１３４号	所　管	水道局経理課
件　名	平成２５年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				

内　　容

1　議決を求める理由

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の使途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。

2　処分の理由及び内容

施設整備の経費に充当するため、未処分利益剰余金 1,246,918,387 円全額を建設改良積立金に積み立てるものとする。

（単位：円）

	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,246,918,387
議会の議決による処分額	△1,246,918,387
建設改良積立金の積立	△1,246,918,387
処分後残高	（繰越利益剰余金） 0

＜平成２６年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１３５号	所　管	水道局経理課
件　名	平成２５年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				

内　　容

1　議決を求める理由

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の使途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。

2　処分の理由及び内容

施設整備の経費に充当するため、未処分利益剰余金 1,276,156,392 円のうち 639,852,643 円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

（単位：円）

	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,276,156,392
議会の議決による処分額	△639,852,643
建設改良積立金の積立	△639,852,643
処分後残高	（繰越利益剰余金） 636,303,749